

藤沢市避難行動要支援者 避難支援プラン全体計画



2025年（令和7年）4月

藤 沢 市

目 次

第 1 章	基本的な考え方	1
1.	背景と目的	1
2.	基本的な考え方	1
第 2 章	避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲	2
第 3 章	名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法	3
1.	名簿の種類	3
2.	名簿に掲載される個人情報の範囲	3
3.	名簿に掲載される個人情報の収集方法	3
4.	名簿情報の更新	4
第 4 章	避難行動要支援者の避難支援等に関する事項	5
1.	地域及び市における避難支援体制	5
2.	名簿の提供	5
3.	安否確認体制の構築(名簿の活用)	6
4.	個別避難計画の作成	8
5.	避難行動要支援者の避難場所	8
6.	津波災害が予想される場合	8
第 5 章	避難支援等関係者に関する事項	9
1.	避難支援等関係者の範囲	9
2.	避難支援等関係者の安全確保	9
第 6 章	指定避難所における支援対策	9
第 7 章	関係機関等との連携	10
第 8 章	普及啓発等	11
1.	地域住民の防災意識の啓発	11

2. 防災訓練等の実施	11
3. 避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発	12
第9章 避難行動要支援者名簿の提供・更新・管理	13
第10章 個人情報の取り扱い	15
1. 個人情報の共有と活用	15
2. 個人情報の保護	15
3. 自主防災組織等における規程・規約の整備	15

資料集

・ 避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書(様式1)	16
・ 地震等の災害発生時における避難支援希望確認書(様式2)	17
・ 避難行動要支援者名簿掲載内容変更・抹消届出書(様式3)	18
・ 避難行動要支援者名簿(平常時)受領書(様式4)	19
・ 避難行動要支援者名簿管理責任者(自主防災組織等の代表者等)交代届 (様式5)	20
・ 避難行動要支援者名簿(災害発生時)受領書(様式6)	21
・ 避難行動要支援者聞き取り調査票(参考様式)	22
・ 地震発生時の避難計画	23
・ 避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規程(モデル)	25

第1章 基本的な考え方

1. 背景と目的

本市では、平成22年度から、国が示したガイドラインに基づき、災害時要援護者名簿を作成し、地域における避難支援体制づくりに取り組む自主防災組織等に、名簿提供を行ってきました。

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されています。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への避難支援の強化が急務になっています。

こうした状況を受け、国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。

本市では、法改正を受けた取組として、平成26年3月に避難行動要支援者対策を「藤沢市地域防災計画」に位置付け、その下位計画として、この「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行いました。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助・地域（近隣）の共助、及び市による公助と連携して避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

2. 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者も含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」や、自治会・町内会、近隣住民との助け合い・支え合いによる「共助」が必要となります。

このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取り組みにより、「私たちのまちは、私たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくことが必要となります。

第2章 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲

災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により指定避難所で生活する場合に、他者の配慮を必要とする方々を「要配慮者」といいます。

本市では、これらの要配慮者のうち、高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に一人で避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する以下の方々を、「避難行動要支援者」と位置付け、地域での避難支援体制づくりのために名簿を作成することとしています。（病院や施設に入所されている方は名簿掲載の対象外です。）

■「要配慮者」と「避難行動要支援者（名簿掲載対象者）」

要配慮者

避難行動要支援者

○要介護者

- ・介護保険要介護 3 以上

○障がい者

- ・身体障がい(視覚 6 級以上、聴覚 6 級以上、上肢 1・2 級、下肢 1～3 級、体幹 1～3 級、腎機能 1 級)
- ・知的障がい(A1、A2、B1、B2)
- ・精神障がい(1・2 級)の方
- ・精神障がい(3 級)で市の生活支援を受けている方

○自立支援医療（精神通院）受給者で市の生活支援を受けている方

○難病患者のうち、市の生活支援を受けている方

○高齢者

- ・ひとり暮らし高齢者(75 歳以上) ・ねたきり高齢者(65 歳以上)
- ・高齢者のみ世帯(75 歳以上)

○妊婦・乳幼児 ○未就学児童 ○児童生徒

○日本語の理解が十分でない外国人

○その他、災害発生時に負傷された方 等

第3章 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法

1. 名簿の種類

市が作成する避難行動要支援者名簿は、「平常時から自主防災組織等に情報を提供することに同意したもの」と、「災害発生時に名簿掲載対象者の同意の有無に関わらず、法令に基づき自主防災組織等に提供されるもの」の2種類があります。

2. 名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要です。また、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

本市では、国の取組指針を受け、次の（１）～（９）に掲げる情報を名簿に掲載するものとします。

- （１）氏名
- （２）生年月日
- （３）性別
- （４）住所
- （５）本人連絡先（電話番号）
- （６）緊急時連絡先（氏名・電話番号・続柄）
- （７）避難支援等を必要とする事由
- （８）必要とする支援内容
- （９）自治会・町内会・自主防災組織名（加入有無・組班名）

3. 名簿に掲載される個人情報の収集方法

名簿に掲載される個人情報のうち、（１）氏名、（２）生年月日、（３）性別、（４）住所、（７）避難支援等を必要とする事由は、市の福祉担当部署で管理している情報を集約します。

また、（５）本人連絡先、（６）緊急時連絡先、（８）必要とする支援内容、（９）自治会・町内会・自主防災組織名は、市から名簿掲載対象者に対して送付する「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」へ対象者本人（もしくはその家族等）が記入した情報を利用します。

なお、自主防災組織等は、市から提供を受けた名簿及び本人から収集した情報の管理責任者（自主防災組織の代表等）を設置するものとします。

■名簿に利用する情報を管理している福祉担当部署

名簿掲載対象者	担当部署
要介護者	介護保険課
障がい者（身体、知的、精神） 自立支援医療（精神通院）受給者 難病患者で市の生活支援を受けている方	障がい者支援課
高齢者 （ひとり暮らし、ねたきり、高齢者のみ世帯）	高齢者支援課

4. 名簿情報の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は名簿情報の更新を定期的に（年1回以上）行うものとします。更新の際には、現在の住所地（住民登録地）において、新たに名簿掲載対象となる方に対して、平常時から自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者へ自分の情報を提供することについて、同意の確認を行います。

新たに名簿掲載対象となる方以外で、状況等の変化により避難支援を希望される方については、別途、市へお申し出ください。

なお、既同意者への避難支援希望等の再確認につきましては、5年を目途に適宜実施する予定です。

名簿への掲載は、原則、自動的に継続されますが、次の場合には、名簿への掲載が継続されません。

（1）「災害発生時に法令に基づき避難支援等関係者に提供する名簿」

- ・亡くなられた場合
- ・藤沢市外に転出した場合
- ・病院への長期入院や社会福祉施設等への長期入所が確認された場合

（2）「平常時から避難支援等関係者へ提供する名簿」

- ・亡くなられた場合
- ・転居等により、住所地（住民登録地）が変更となった場合
- ・避難支援希望等の再確認時において、情報提供の同意（更新）が確認できなかった場合

また、次の場合は、「避難行動要支援者名簿掲載内容変更・抹消届出書」を市へご提出ください。

- ・必要とする支援内容、本人連絡先、緊急連絡先等の情報を変更したい場合
- ・「平常時から自主防災組織等へ提供する名簿」への掲載を取り止めたい場合

第4章 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項

1. 地域及び市における避難支援体制

	平常時	災害発生時
地域 (自主防災組織 自治会・町内会 民生委員・児童委員)	・日頃の見守り、声掛け ・地域における避難支援体制づくり（安否確認体制の構築等） ・地域全体で防災活動を推進する風土づくり など	・情報の収集及び伝達 ・安否確認、避難誘導、救援物資等の配布 など
市民センター	・自主防災組織等による避難支援体制づくりへの支援 など	・地区防災拠点本部 ・自主防災組織等との連絡調整 ・名簿の提供 ・安否情報の収集管理 など
市役所(本庁) (災害対策課 高齢者支援課 障がい者支援課 介護保険課 保健所)	・避難行動要支援者情報の収集、提供 ・避難行動要支援者名簿の更新・提供 ・避難支援のための計画策定及び管理 ・名簿制度の広報、啓発 など	・避難のための情報伝達 ・指定避難所での生活に支障のある方の受入のための社会福祉施設等との連絡調整 ・医師会との連絡調整 ・日本赤十字社との連絡調整 ・医薬品、衛生材料の調達 など

2. 名簿の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から自主防災組織等の避難支援等関係者（9ページ参照）に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、市は国の取組指針に基づき、予め避難行動要支援者本人の同意を得た名簿について、避難支援等の実施に必要な限度で平常時から避難支援等関係者へ提供します。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿を提供することができます。

3. 安否確認体制の構築（名簿の活用）

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、支援を必要としている地域住民の安否をより早く、正確に確認することが重要です。

安否確認の実施に当たっては、地域住民の全員が対象となりますが、特に避難行動要支援者は自ら避難するなどの行動をとることが困難であるため、その安否をいち早く把握することが、犠牲者を減らす第一歩となります。

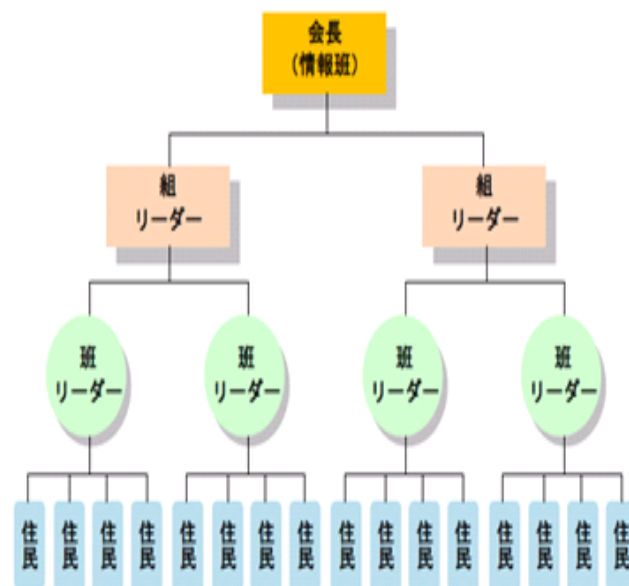
自主防災組織等の状況により、個別避難計画（8ページ参照）の作成が困難な場合でも、いざという時に安否確認を行う体制を構築し、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

（1）平常時の取り組み

地域での安否確認については、自主防災組織の会長や自治会長等が主体となり、市から提供された避難行動要支援者名簿に基づき一世帯ずつ確認する方法がありますが、これでは数十～数百世帯を確認するのに多くの時間がかかってしまいます。また、名簿に記載された方だけの安否確認を行う場合は、名簿に記載されていない方が災害発生時に救助が必要な状況となった場合、取り残されてしまう可能性があります。このため、次のような安否確認の方法を地域で取り決めておくことが推奨されます。

【安否確認の方法（例）】

- 地域を小さなブロック（10～20世帯程度の組や班など）に分割し、ブロックごとに長を決める。ブロック長は手分けしてブロック内の家々を回り、安否を確認する。
- 事前に『無事です』と書いた旗やマグネットなどを準備しておき、無事ならばそれを外に出すという約束をしておく。ブロック長はブロック内の家を回り、旗やマグネットが出ていない家だけ安否を確認する。
- 自治会・町内会等であらかじめ指定した一時避難場所に集合していない世帯を近隣の方が安否を確認する。
- 自主防災組織名簿の情報を地図に転記しておく。



※安否確認を実施する際は、自主防災組織の名簿を準備し、P 6の小さなブロックごとに名簿を作成することが理想的です。（すでに自治会・町内会の班や組ごとに名簿や連絡簿が作成されていれば、それを活用します。）

市から提供された避難行動要支援者名簿を活用して、自主防災組織の名簿に避難の支援が必要な方かどうかの情報を記載します。

この自主防災組織の名簿は、避難行動要支援者名簿が更新される時期などに合わせて、定期的に見直します。また、平常時から、安否確認に携わる方の役割分担や確認の方法を決めておき、地域の中で周知・共有しておくことが重要です。

避難行動要支援者を含め、自主防災組織の皆さんで、大地震が起きたことを想定し、自主防災組織で指定した「一時避難場所」を拠点とした訓練を実施することで、災害発生時における安否確認の実効性が高まります。

（２）災害発生時の取り組み

災害発生時には、平常時に予め決めておいた方法により、安否確認を実施します。避難行動要支援者はひとりで避難することが困難であるため、必要に応じて避難支援を行います。

黄色いマグネット作戦

- 鵜沼地区のあるマンションでは、一刻も早く住民の安否情報を収集するため、各世帯にマグネットシートを配布しました。
- 訓練の開始時間になると、住民が一斉にマグネットシートを玄関に貼り、活動要員はマグネットシートが貼られていない世帯のみを確認します。この工夫により、大幅な時間短縮が図られました。

マグネットが貼られている世帯は、確認する必要はありません。



集められた情報をまとめ、会長へ報告します。



※安否確認や訓練実施時の情報の流れ等、詳しくは「ふじさわ防災ナビ～防災訓練編～」をご参照ください。

4. 個別避難計画の作成

災害発生時において、避難行動要支援者の円滑な避難誘導や安否確認、避難所等における的確な生活支援を行うため、「避難行動要支援者聞き取り調査票」(21ページ参照)等を利用しながら、自主防災組織等の避難支援等関係者が中心となり、個別避難計画の作成にご協力をお願いします。計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人(もしくはその家族等)と話し合いながら進めることが重要です。

なお、災害対策基本法の一部改正に伴い、令和3年度から個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されます。個別避難計画の作成促進に向け、今後、市では、国から示される指針をもとに、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでまいります。

《個別避難計画に盛り込む事項(例)》

避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報の伝達方法、個人で備蓄が困難な物資、必要な支援の内容

※災害発生時の具体的な自主防災活動等、詳しくは「ふじさわ防災ナビ～自主防災活動編～」をご参照ください。

5. 避難行動要支援者の避難場所

通常、災害などにより被害を受け、自分の家に居住できなくなった場合、小中学校等の指定避難所で一定の期間、生活を送ることになります。

しかし、避難行動要支援者の中には、介護が必要な高齢者や障がい者など、小中学校等の一般の指定避難所では生活を送ることが困難な方もいらっしゃいます。

このような方への対応といたしまして、本市では、市民センターを福祉避難所(一次)とし、避難行動要支援者を始めとする要配慮者の受入れに関する協定を市と締結した福祉施設を福祉避難所(二次)として、二段階の受入体制により、避難行動要支援者の福祉避難所への受入れ体制づくりを進めております。

6. 津波災害が予想される場合

地震等により、津波の発生が予想される場合、まずは避難支援等関係者も自身の命を守ることが最優先です。津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、避難距離等にもよりますが、自身の安全確保をした上で、できる範囲の避難支援等を行ってください。

※詳しくは「藤沢市津波避難計画」をご参照ください。

第5章 避難支援等関係者に関する事項

1. 避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、指定避難所等での生活支援の実施等に携わる関係者を避難支援等関係者といいます。

市は、避難支援等関係者と連携して地域における避難支援体制づくりを推進します。

避難支援等関係者

自主防災組織、自治会・町内会、民生委員、消防局、警察

2. 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身の安全確保が最優先となります。個別避難計画を作成する際に、避難支援を行う際の安全確保に関するルールを定め、避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解していることが重要です。

また、災害発生時の状況によっては、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合もあることを事前に避難行動要支援者へ周知しておくことが必要です。

第6章 指定避難所における支援対策

指定避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレの設置や、スロープ等の段差解消設備等、様々な対応が必要となります。

また、指定避難所では避難所運営委員会の要配慮者支援班等が中心になり、避難行動要支援者の要望を把握し、プライバシー保護のための間仕切りの設置や冷暖房機器等の増設などの環境整備が必要となります。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要となるため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群等）の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、指定避難所から福祉避難所（一次）への移動や受入れ可能な福祉避難所（二次）への連絡調整を行い、誘導又は搬送を行います。市は、関係団体、事業者等と事前協定を締結するなどにより、平常時から対策を講じることとします。

第7章 関係機関等との連携

災害発生時において、市は次の関係機関と連携しながら避難行動要支援者の支援を行うものとします。

（１）災害救援ボランティアセンター

災害発生時には、全国から多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想されるため、ボランティア活動が円滑に行われるようにコーディネート（適正な配置）をする機関として藤沢市災害救援ボランティアセンターを設置します。

この機関の体制強化を図るとともに、市、藤沢市社会福祉協議会、NPO法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク（FSV）が互いに連携し、避難行動要支援者に対して円滑なボランティア活動が行われるよう支援します。

（２）藤沢市社会福祉協議会

災害発生時には、藤沢市社会福祉協議会が主体となり、災害救援ボランティアセンターを開設します。また、各地区の社会福祉協議会と連携し、被災者への支援を行います。

（３）福祉施設等（福祉避難所（二次））

学校等の指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を始めとする要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制が整備された福祉施設（福祉避難所（二次））を災害発生時に確保できるよう、本市では施設の管理者と事前協定を締結しています。

また、市内の施設の受入れ能力を超える場合は、他市町村へ避難（広域避難）することがあります。

（４）民間企業等

本市では、災害発生時における情報収集や被災者等の搬送に関して、運送会社やタクシー協会等の民間企業と協定を締結しています。

第8章 普及啓発等

地域の防災力の強化や、避難行動要支援者が安心して生活していくためには、地域住民の方々の連携、すなわち「共に助けあう」体制づくりをしていくことが不可欠です。本市では、避難行動要支援者の避難支援体制づくりのために、行政関係機関、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会・町内会、近隣の方などが連携して助け合う仕組みづくりを推進しています。

地域においては、避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、自主防災組織等の活動等により、平常時から地域住民の防災意識を啓発していくことが重要です。

また、災害発生時に避難行動要支援者の安全を確保するためには、行政関係機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者本人やその家族の平常時の備え（自助）がその基礎となります。

1. 地域住民の防災意識の啓発

市は、地域住民に対して、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に当たって配慮すべき事項等の防災に関する知識について理解を深めるとともに、協働の考え方から行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについての普及啓発を「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」等により図ることとします。

また、日頃から、自主防災組織等は、地域住民の協力により、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めるものとします。

2. 防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者本人の防災意識を高めていくため、地域の中で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を取り入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者本人が参加する訓練・講習会等を実施することとします。

【地区総合防災訓練に安否確認訓練を取り入れた事例】

藤沢市内のある地区において実施された地区総合防災訓練において、安否確認訓練を取り入れた事例です。

〈午前8時30分に地震発生の想定・対象は全世帯〉

午前8時30分から45分までの15分間に、自主防災組織等が指定する掲示物（タオル等）を玄関先等の目につきやすい場所に掲示します。各班長がその結果を確認し、本部へ報告します。その結果、5,227世帯中、約6割にあたる、約3,093世帯が掲示し、安否確認を行うことができました。

3. 避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発

災害発生時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りからの支援だけでなく、避難行動要支援者本人やその家族等が日頃から災害への備えを行うとともに、近隣の方と気軽に声をかけあえる関係を築いておくことが重要です。

また、大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者であるため、必要な備えや避難方法、さらに指定避難所での生活等について、避難行動要支援者本人及びその家族や支援者等が日頃から話しあっておくことが必要です。

【ふじさわ防災ナビ 避難行動要支援者編 リーフレットから抜粋】

災害に備えましょう！

いざという時のために、まずは、日頃から非常時の持出品や備蓄品を用意しておくことが大切です！

防災備蓄品

備蓄品は、できれば7日分を準備しましょう！
難しいようであれば、まずは3日分を準備！

食料

- ☐ 乾パン・缶詰などの非常食
- ☐ マグカップ・紙皿
- ☐ 食品用ラップ
- ☐ ペットボトルの水・給水容器

衣類

- ☐ 下着・防寒着
- ☐ 雨具・軍手・運動靴

衛生用品

- ☐ 持病の薬・常備薬
- ☐ マスク
- ☐ お薬手帳
- ☐ 体温計
- ☐ 簡易トイレ
- ☐ 消毒液

その他

- ☐ 懐中電灯・携帯ラジオ・予備の電池
- ☐ 携帯電話の充電器・貴重品（通帳、現金）

日頃からの準備・確認

- ☐ 災害用伝言ダイヤル 171
- ☐ 家族の連絡先の確認
- ☐ カセットコンロ・ガスボンベ
- ☐ お風呂に水をためておく

『防災備蓄品』のうち、これらのものは、『非常用持出品』として、1日～2日分をリュックサックに入れ、すぐに持ち出せるようにしておきましょう！

日頃からの準備が大切！
自分に合わせたものを考えておきましょう！



ふじキュン♡

次のことについても注意しておきましょう！

持病のある方は、必要な薬のリストを作っておきましょう。

避難時の移動に備えて、杖・車椅子など必要なものはすぐに使用できるように準備しておきましょう。

老眼鏡や補聴器など、日常生活に必要なものは普段から身の回りに置いておきましょう。

女性用品・乳幼児用品・介護用品など事前に準備しておきましょう。

第 9 章 避難行動要支援者名簿の提供・更新・管理

Step1 避難行動要支援者名簿の受領についての意向確認

自主防災組織等の代表者は、市（市民センター）に対して「避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書」（様式 1）に名簿受領についての意向を記入して提出します。

Step2 市から避難行動要支援者宅へ避難支援希望確認書を送付

市の担当課から、避難行動要支援者名簿を受領する意向があった自主防災組織等の区域内に住所のある避難行動要支援者あてに、「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」（様式 2）を送付します。

Step3 避難支援希望確認書の提出

避難行動要支援者は、市から届いた「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」（様式 2）に避難支援希望の有無や、名簿掲載（個人情報提供）への同意確認などの必要事項を記入して、市に返送します。

※提出先は藤沢市 災害対策課となります。

Step4 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）へ、避難行動要支援者のうち個人情報の提供に同意した方の名簿を提供します。

名簿提供の際には、避難行動要支援者名簿管理責任者の本人確認の上、「避難行動要支援者名簿（平常時）受領書」（様式 4）を市（市民センター）に提出していただきます。

また、避難行動要支援者名簿管理責任者が交代した場合には、「避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）交代届」（様式 5）または「市民組織役員（変更）届」によって、市（市民センター）に届け出ます。

Step5 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿の更新を定期的に（年 1 回以上）行い、避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）に、古い名簿と引き換えに更新後の名簿を提供します。

名簿を更新する際には、新たに避難行動要支援者の条件に該当となる方に対して、Step2 と同様の書類を市から送付し、避難支援希望の有無や、名簿掲載（個人情報提供）への同意について確認します。

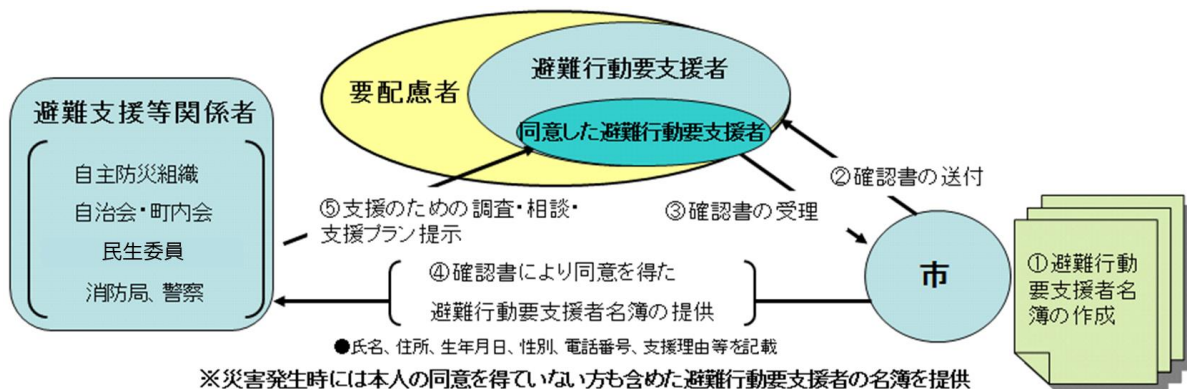
Step6 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿管理責任者は、名簿を施錠可能な金庫等に保管するなど保管場所に注意するとともに、名簿の取り扱いについて定めた「規程」や「規約」を整備します。

また、名簿は「避難支援等の実施に必要な限度」で「避難支援等関係者」の間で共有することが認められていますが、名簿を複写等する場合には、「必要最小限の範囲」にとどめるほか、「誰が」「誰の」名簿を管理しているのか把握しておきます。

複写等した名簿は、更新後の名簿が提供される際に、必ず避難行動要支援者名簿管理責任者の方が回収を行い、適切に廃棄します。なお、市（市民センター）に名簿原本を返却する際に、複写等した名簿をあわせて返却いただくことで、市で適切に名簿を廃棄します。

■ 避難行動要支援者の名簿提供までの流れ



第 10 章 個人情報の取り扱い

1. 個人情報の共有と活用

避難行動要支援者名簿に掲載される情報は、平常時の避難支援体制づくりや、災害発生時の安否確認等に利用されるものであり、避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）が情報を保有しているだけでは、地域の取り組みとして活用することは困難です。

そのため、誰がどの避難行動要支援者に関する名簿を管理しているのかを把握した上で、避難支援の取り組みに必要な範囲で、対象となる名簿（複写）を班長や組長等、避難支援に携わる方へ配付することが法で認められています。

名簿情報を共有する範囲や活用方法に関して、自主防災組織、自治会・町内会ごとに取り組み方法を定め、事前に住民へ周知・共有することで、地域全体の防災意識を高めることにもつながります。

2. 個人情報の保護

名簿を活用する一方で、その内容はいずれも重要な個人情報です。名簿の提供を受けた者に対しては、法律上の秘密保持義務が課せられていますので、その取扱いには十分注意してください。

避難行動要支援者名簿の提供を受けた自主防災組織等においては、できるだけ名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数にすることで、名簿の紛失などが発生しないよう管理を徹底します。

また、避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）の交代があった際には、速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行います。

市では、避難行動要支援者名簿を提供する際に、受領書の提出により守秘義務を確保し、また、各地域での個人情報の取り扱いに関する規約等の整備を推進すること等により、個人情報保護の徹底を図ります。

加えて、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、その利益が損なわれることがないように、避難支援等関係者へ名簿提供時等に説明するとともに、市で保管する名簿についても、バックアップデータ等を含め、情報を適正に管理します。

3. 自主防災組織等における規程・規約の整備

自主防災組織等で避難行動要支援者名簿を適正に管理するために、名簿の取り扱い等を定めた「規程」や「規約」を整備することが重要です。（25～27 ページ参照）

避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書

私が代表を務める自主防災組織等は、藤沢市が作成する避難行動要支援者名簿に関して、
(該当する番号 1 つに○)

- 1 名簿を受領する意向があります。
- 2 当該自主防災組織等では、区域内に居住する避難行動要支援者の情報を既に把握しているため、名簿を受領する意向はありません。
- 3 その他の理由により、名簿を受領する意向はありません。
(下欄に理由を記入してください)

〈名簿を受領する意向がない理由〉

(例) 自治会内で避難支援を行う体制が整っていないため。

年 月 日

藤 沢 市 長

自主防災組織等の名称

代表者の住所 藤沢市

代表者の氏名

電話番号

〒

「地震等の災害発生時における避難支援希望確認書」を送付いたします。

避難支援を希望される方は「必要とする支援内容」に必ずチェックの上、同封の返信用封筒にて藤沢市災害対策課までご返送ください。

様

地震等の災害発生時における避難支援希望確認書

この希望確認書の返送をもって、避難行動要支援者名簿への掲載及び避難支援等関係者への個人情報の提供について同意するものとします。

避難支援を希望しない、もしくは避難支援等関係者への情報提供について同意しない方、及び長期入院や施設入所により自宅にいらっしゃらない方については、この希望確認書の返送は不要です。

藤沢市長 宛

避難支援を希望するため、

避難支援等関係者への情報提供について同意します。

必要とする支援内容（①～③のうちどれか1つにチェック☑）

- ☐ ① 自力で避難できるが、自身・家族での情報収集が難しいので、市が発令する避難情報（避難指示等）を伝えてほしい。
- ☐ ② 自力歩行は可能だが、不安があるので指定避難所等まで付き添ってほしい。
- ☐ ③ 寝たきり等で自力避難が困難なので、避難に際して手助けしてほしい。

緊急時連絡先（1名：いらっしゃらない場合は空欄で構いません）

[名簿対象者以外の方を記入]

氏 名

☐ 同居親族 ☐ 別居親族 ☐ その他

電話番号

—

—

自治会・町内会・自主防災組織名

記載の自治会等名に誤りがある場合は、正しい自治会等名をご記入ください。

※ 未加入の方は、この機会にぜひ加入についてご検討ください。

☐ 加入 [組・班名]

☐ 未加入

記入日 年 月 日

本人連絡先
(電話番号)

—

—

フリガナ

生年月日

氏 名

()

年 月 日

(名簿対象者)

住 所

(代理人による記入の場合) 代理人氏名

対象者との続柄

〒

本届出書は、「避難行動要支援者名簿」に掲載されている内容の変更又は抹消を届け出るものです。

(変更の場合)

本届出書の記載内容は、市が届出書を受け取った日の翌年度以降、避難支援等関係者〔自治会・町内会・自主防災組織、民生委員、消防局、警察〕へ提供します。

様

避難行動要支援者名簿掲載内容変更・抹消届出書

【避難行動要支援者名簿の掲載内容を **変更** される場合は
以下に変更内容の記入をお願いします。】

必要とする支援内容（①～③のうちどれか 1 つにチェック☑）

- ☐ ① 自力で避難できるが、自身・家族での情報収集が難しいので、市が発令する避難情報（避難指示等）を伝えてほしい。
- ☐ ② 自力歩行は可能だが、不安があるので指定避難所等まで付き添ってほしい。
- ☐ ③ 寝たきり等で自力避難が困難なので、避難に際して手助けしてほしい。

緊急時連絡先（1名：いらっしゃらない場合は空欄で構いません）

〔名簿対象者以外の方を記入〕

氏 名

続 柄 ☐ 同居親族 ☐ 別居親族 ☐ その他

電話番号

— —

自治会・町内会・自主防災組織名

記載の自治会等名に誤りがある場合は、
正しい自治会等名をご記入ください。

※ 未加入の方は、この機会にぜひ加入についてご検討ください。

☐ 加入〔組・班名〕

☐ 未加入

【避難行動要支援者名簿の掲載を **抹消** される場合は
以下の〔同意しません〕へチェックをお願いします。】

藤沢市長 宛

避難支援を希望しないため、避難支援等関係者への情報提供について

☐

同意しません（左の□にチェック☑）

記入日

年

月

日

本人連絡先
(電話番号)

— —

フリガナ

生年月日

氏 名

(名簿対象者)

()

住 所

(代理人による記入の場合) 代理人氏名

対象者との続柄

年 月 日

藤 沢 市 長

避難行動要支援者名簿（平常時）受領書

避難行動要支援者名簿（平常時）を受領しました。

受領者 ※名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）についてご記入ください。

自主防災組織等の名称			
名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）			
氏 名			
住 所	藤沢市		
電 話 番 号	— —		

※避難行動要支援者名簿管理責任者として、法律上の守秘義務を厳守し、名簿を適切に保管、管理及び活用するとともに、「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」の趣旨をご理解いただき、避難支援体制づくり及び災害発生時の緊急対策以外には使用しないようご注意ください。

代理人に避難行動要支援者名簿（平常時）の受け取りを委任する場合

私(上記、受領者)は、次の者に避難行動要支援者名簿の受け取りに関する権限を委任しました。

委 任 し た 日	年 月 日		
代 理 人			
氏 名			
住 所	藤沢市		
電 話 番 号	— —		

避難行動要支援者名簿の提供にあたり、ご本人様確認をさせていただきます。
 （代理人による受け取りの場合は、代理人の方の本人確認を行います。）
 次の書類を1点、お持ちください。

個人番号カード・運転免許証・運転経歴証明書・旅券・健康保険証・
 その他、本人であることを示す書類

様式 5

避難行動要支援者名簿管理責任者（自主防災組織等の代表者等）交代届

今般、{任期满了・その他（ ）}により、避難行動要支援者名簿管理責任者を交代しました。

つきましては、藤沢市よりお預かりしている避難行動要支援者名簿を、新避難行動要支援者名簿管理責任者に引き継ぎましたのでご報告します。

年 月 日

藤 沢 市 長

自主防災組織等の名称

現名簿管理責任者

住所 藤沢市

氏名

新名簿管理責任者

住所 藤沢市

氏名

電話番号

様式 6

年 月 日

藤 沢 市 長

避難行動要支援者名簿（災害発生時）受領書

本日、私は避難行動要支援者名簿（災害発生時）を受領しました。

自主防災組織等の名称

代表者住所 藤沢市

代表者氏名

代表者電話番号

避難行動要支援者聞き取り調査票（〇〇自主防災組織）

調査日	年 月 日（ ）		聞き取り 実施者	
調査 対象者	氏名			
	住所	藤沢市		
	連絡先			

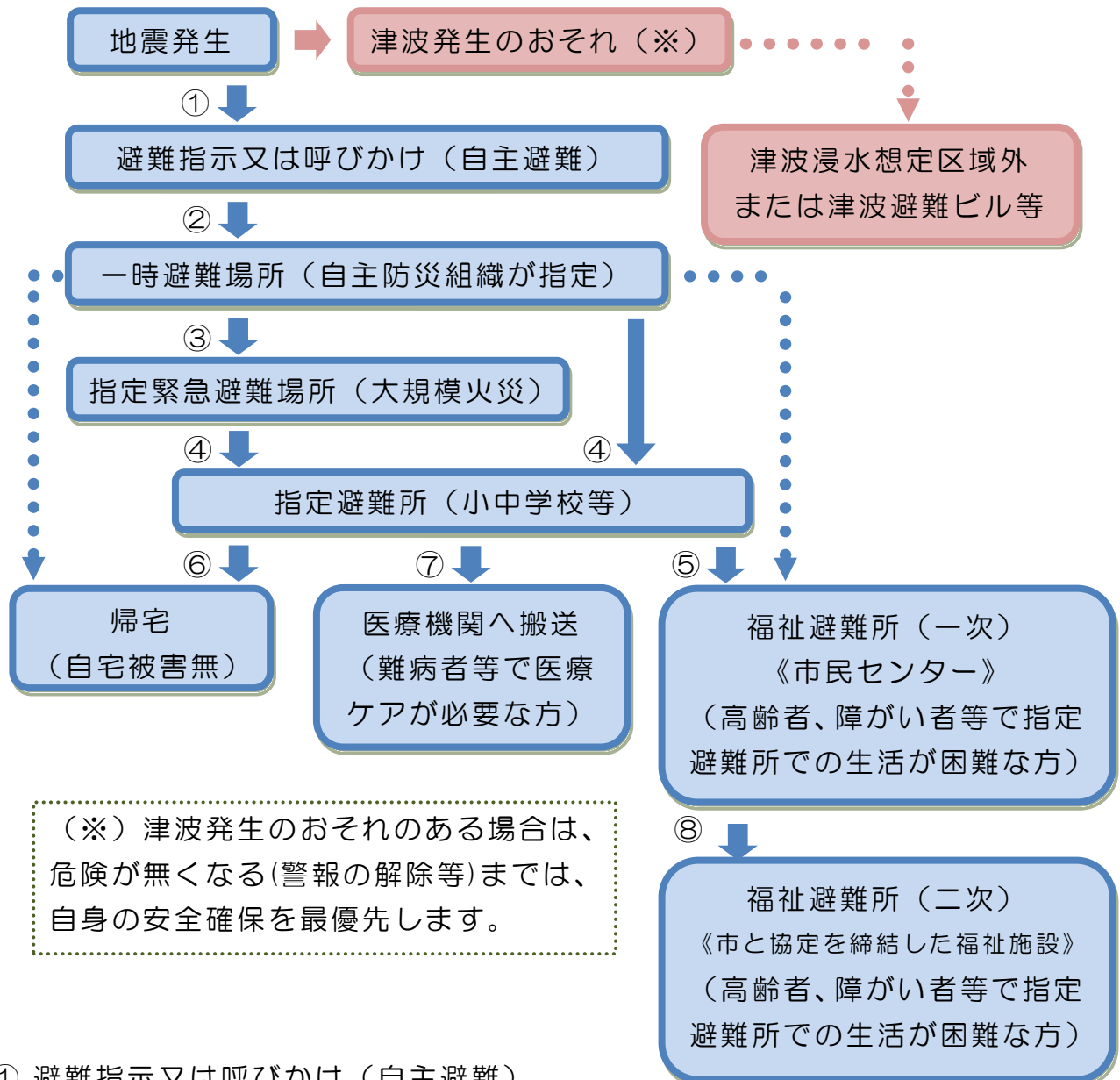
調 査 結 果 記 入 欄	家族等の状況	
	支援する際に 確認が必要な事項	
	支援する際の 注意事項	
	支援に必要な資機材	

支 援 計 画 等 記 入 欄	支援者氏名又はグループ (指定可能な場合)	
	支援計画・方法	
	特記事項	

■地震発生時の避難計画

地震発生に伴う家屋倒壊、火災等により、避難が必要な状況が発生した場合の避難計画は地域防災計画で次のとおり示されています。（計画より一部抜粋）

ただし、地震が発生しても自宅が無事であれば、無理に避難する必要はありません。まずは避難せずに済むよう、家具の転倒防災対策や、感震ブレーカーを設置するなど、自宅の防災対策を進めましょう。



① 避難指示又は呼びかけ（自主避難）

地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が発生したため、避難指示が発令されたり、市民自らの判断で避難が必要な状況が発生したときは、避難行動を開始します。避難行動は、自主防災組織や自治会等の単位で一団となって避難することを原則とします。

② 一時避難場所への避難

地震災害から一時的に身を守るとき、又は、指定緊急避難場所（大規模火災）に一団となって避難するときは、一時避難場所へ避難又は集合します。集合後は拠点として、自主防災組織等による住民の安否確認や、初動期の共助による人命救助活動が行われます。

③ 指定緊急避難場所（大規模火災）への避難

地震に伴う火災が拡大して地域全体が危険な状態となったときは、指定緊急避難場所（大規模火災）へ避難します。指定緊急避難場所（大規模火災）での避難は、延焼火災が収束するまでの一時的な避難とします。

④ 指定避難所への避難

地震による延焼火災や崖崩れ等の危険が去った後、火災や倒壊等によって住宅を失った市民（二次災害の危険のある市民を含む。）は、一定の期間、市が指定する指定避難所で避難生活を送ります。

指定避難所は、地域の情報収集拠点となるほか、住宅を失っていない市民（在宅被災者）の物資等の供給場所となることから、住宅を失っていない方も指定避難所にて、在宅被災者の名簿に登録する必要があります。

⑤ ⑧ 福祉避難所（一次）（二次）への避難

藤沢市では、避難行動要支援者を始めとする要配慮者の避難所への受入について、二段階の流れとしております。学校等の指定避難所での避難生活が困難な方については、まずは市民センターに開設される「福祉避難所（一次）」へ一時的に移り、その後、市と協定を締結した福祉施設の受入体制が整い次第、当該福祉施設に開設される「福祉避難所（二次）」へと移っていただきます。

⑥ 避難者の帰宅

一時避難した市民のうち、自宅周辺での火災等の危険が去り、かつ自宅が被害を免れ又は被害が軽微な場合、それぞれ帰宅します。また、住宅の応急修理やライフラインの復旧などに伴い、自宅での生活が可能となった場合も帰宅します。

⑦ 医療機関への搬送

指定避難所に避難した医療処置の必要な避難行動要支援者（難病者や人工透析患者等）は、症状や対応の状況によって、医療機関に搬送されます。

避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規程（モデル）

（趣旨・目的）

第1条 この規程は、当自主防災組織が避難行動要支援者に関する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、当自主防災組織の区域内に居住する避難行動要支援者の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、避難行動要支援者名簿に掲載された情報及び当自主防災組織が個人情報を基に対象者への聞き取り等により取得した情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいう。

2 前項の「避難行動要支援者名簿」とは、本人の同意を得て災害が発生する以前に市から提供されるものと、本人同意の有無に関わらず災害発生後に市から提供される名簿掲載対象者全員を含むものをいう。

3 この規程において「保有個人情報」とは、当自主防災組織が保有する、避難行動要支援者に関する個人情報をいう。

4 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される当該個人をいう。

（利用目的）

第3条 当自主防災組織は、個人情報を避難行動要支援者の避難支援体制づくり及び災害発生時の避難支援のために利用するものとする。

（利用目的による制限）

第4条 当自主防災組織は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

（適正な取得）

第5条 当自主防災組織は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（適正な管理）

第6条 当自主防災組織は、個人情報の保護を図るため避難行動要支援者名簿管理責任者を定め、個人情報の漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止するとともに、名簿の更新等により市へ名簿を返却する必要があるときは、速やかに応じなければならない。

（第三者提供の制限）

第7条 当自主防災組織の役員及び役員であった者並びに避難行動要支援者の支援者及び支援者であった者は、個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内とし、支援関係者以外の第三者に提供してはならない。

（利用目的の公表）

第8条 当自主防災組織は、保有個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、当自主防災組織が発行する会報等に掲載するなどの手段により、避難行動要支援者の知り得る状態に置かなければならない。

（開示等）

第9条 当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対して当該保有個人情報を開示しなければならない。なお、本人が開示を求めることができない又はやむを得ない理由があると認めるときは、代理人によって行うことができるものとし、次項以下についても同様とする。

2 当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

また、保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

3 当自主防災組織は、本人から、当該保有個人情報が本規程に反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

（理由の説明）

第10条 当自主防災組織は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（苦情の処理）

第11条 当自主防災組織は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（取扱い事務の継承）

第 12 条 当自主防災組織の役員に改選があったときは、新旧の役員は避難行動要支援者名簿等について、すみやかに引継ぎを行わなければならない。

(その他)

第 13 条 本規程に定めのない事項については、藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の本旨に従い、個人情報を適正に取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画
2025年（令和7年）4月

編集発行 藤沢市防災安全部災害対策課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL：0466-25-1111（内線）2432
FAX：0466-50-8401